第5回社会保障審議会少子化対策特別部会 保育第二専門委員会

- 1 日時 平成21年11月17日(火) 15:00~17:00
- 2 場所 中央合同庁舎第5号館6階 共用第8会議室
- 3 議題 新たな次世代育成支援のための保育制度について 等
- 4 配付資料
 - 資料1 第1回(8/6)~第4回(10/30)における委員等から出された主な議論
 - 事務局提出参考資料 地方分権改革推進委員会第3次勧告(地方要望分)に対する 厚生労働省の対応方針について
 - 参考資料1-1、1-2 菅原委員提出資料
 - 参考資料 2 西田委員提出資料
 - 参考資料3 委員からお求めのあった資料

第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会

資料1

平成 21 年 11 月 17 日

社会保障審議会少子化対策特別部会保育専門第二委員会 (第1回~第4回)における委員等から出された主な議論 (目次)

1 多様なサービス類型について

〇 必要な子どもに保育を保障するための基本的な考え方	-	•	•	•	•	• •	 •	- ;	3
・公的保育サービスに必要な観点	-	•	•		-		 •	- ;	3
〇 多様なサービス類型の必要性		•	•	•	-		 •	• 4	4
〇 多様なニーズへの対応									
①家庭的保育サービス	•	•	•	•	•		 •	. (5
②小規模保育サービス	•	•	•	•	•		 •	• •	7
③短時間勤務等	•		•	•	•			- 8	8
④早朝·夜間·休日保育	•	•	•	•	•		 •	٠ {	3
⑤事業所内保育施設		•		•	•		 •	- (Э
⑥住所地以外の保育サービス利用	•	•		•	•		 •	1 (J
⑦人口減少地域における対応	•	•	•	•	-		 •	1 (C
〇 認定こども園	•	•	•	•	•		 •	1 -	1
〇 一時預かり	•	•	•	•	•		 •	1	1
〇 訪問系サービス等、他の代替サービスの位置づけ	•	•	•	•	•		 •	1 2	2
〇 その他	•	•	•	•			 •	1 2	2

2 参入の仕組みについて

0	基本的な考え方	•	•	•				•	•	1 (
0	指定の仕組みの必要性	•	•	•	•		. =	•	•	1 3
0	指定の法的性格	•	•	•	• •			•	•	1 4
0	指定と認可の関係	•	•	•				•	•	1 4
0	指定基準の考え方	•	•	•	•		. •	•	•	1 5
0	認可保育所が果たすべき役割	•	•	•	•	· •		•	•	1 (
0	適正なサービス確保	•	•	•	• •		, .	•	•	1 6
0	休廃止のサービス確保	•	•	•	•		. •	•	•	1 6
0	運営費の使途制限									1 7
0	運営費の使途制限の範囲	•	•	•				•	•	1 8
0	配当	•	-	•	•			•	•	1 8
0	会計処理	•	٠	•	•			•	•	1 9
0	その他	•	•	•	•			•	•	1 9

1 多様なサービス類型について

項目	論点及び意見
〇必要なすべ	◆ 「新たな保育の仕組み」においては、客観的に必要性が判断された子どもについて、公的保育を受けることができ
ての子ども	る地位を付与(例外ない公的保育の保障)
に保育を保	①子どもに対する保育保障する仕組み
障するため	→必要な子どもすべてにサービスが行き届く必要。
の基本的な	②潜在ニーズの顕在化にも対応できる仕組み
考え方	→ニーズに応じたサービス提供事業者の量的拡大が図られることが必要。
	③多様な保育ニーズに対応できる仕組み
	→多様な給付メニューが必要。
	④人口減少地域においても必要な保育サービスが提供できる仕組み
	→小規模サービス等について、検討が必要。
・公的保育サー	◆ 公的保育サービスの対象の考え方としては、質の確保を図りながら、量的拡大を図ることが必要。そのためには現
ビスに必要	在の認可外保育施設も含め、客観的基準(最低基準)を満たした事業者を新制度の費用の支払いの対象とすることを
な観点	基本とする。
	○ 公的保育サービスに必要な観点は、
	- ・ すべての子どもに質・量の確保されたサービスを保障をすること
	・ 制度全体として安定的な財源が確保された下で、サービスの質が確保され、サービスの継続利用・提供が安定的
	に確保されること(事業者による安定的事業運営、サービスの継続利用が保障される仕組み)
	・これらが公的な制度として担保され、国・自治体がそれぞれの役割を果たすこと。
	これのフルームドリスドリスとして連体ですが、国・自信性が、これのこれがアスロリで不たりこと。

- 市町村がサービス提供体制確保の責務をきちんと果たすことが必要であり、そのために必要な財源の安定的な確保 を国・地方を通じて図っていくことが前提となる。
- いわゆる「定型的保育サービス」と「非定型的保育サービス」がかつてほど明確に線引きできない部分がある。定型的保育サービスもいくつかのパターンが必要

非定型的保育サービスも、認可保育所の機能を拡大する方向を考えるとともに、すでにあるインフラの活用、多様 な主体によるサービスがあってもよいのでは。

- ◆ すべての子どもにとって公的保育を保障する観点と、多様なニーズへの対応の観点から、サービスの質を確保しつ つ、多様なサービス類型について、公的保育サービスとして位置づける必要があるのではないか。
- 多様なニーズが存在し、それに対応していくことが必要というのは共通認識。
- すべての保育ニーズを認可保育所や現在の保育制度ですべて吸収しようとするのは現実的ではない。 現在の保育要件を満たしていない人も実際には保育のニーズ・子どもを預けたいというニーズはあり、そのような 人たちも利用できる、定期的な短時間利用など、多様な保育サービスの受け皿を用意することが必要。

〇 多 様 な サー ビ ス 類 型 の 必要性

- 多様なサー ◆ 一定の客観的基準を満たした施設について、費用支払いの対象とすることが必要。
 - ビス類型の ◆ 家庭的保育、小規模保育、保育所分園などの活用が必要。
 - ◆ 以下の課題についても検討が必要。
 - 自治体単独施設等について、一定水準以上の施設を経過的に最低基準到達支援をすることが必要。
 - 基準を下回る施設利用者についての公平性の確保が必要。
 - 多様なサービスについては、保育所保育を基本に置きながら、認可保育の拡大を最優先の課題として位置づけるべき。その上で「選択しうるサービス」の領域を増やし、子どもの発達・安全性の観点から、それらのサービスの質を 高めていくということには賛成。

- 量的拡大ニーズとニーズの多様化は、費用を負担する国民のニーズであり、費用負担の納得が得られるよう、認可 保育所を質・量ともに拡充することを基本としつつ、同時に多様な社会資源を排除しないという考えが大事。
- 多様なサービスを考えるにあたり、すでにある事業者・インフラを活用しながら、拡充を行う必要。
- 「公的保育サービス」の対象範囲に基準を下回る施設を入れることは、保育の質を引き下げることにつながるため、 容認できない。
- 「基準を下回る施設利用者についての公平性の確保」については、このような施設の利用者・子どもに対して権利 擁護が必要。質の低い保育を公が認め、推進していくことはあってはならず、最低基準を確保し認可を取得すること を前提とするよう、質の確保と財源確保を図るべき。

多様なニーズへの対応①(家庭的保育サービス)

- 多様なニ ◆ 家庭的保育について、量的拡大の受け皿として拡充するとともに、多様なニーズへの対応として、拡充することが ーズへの対 必要。
 - 応① (家庭的 | ◆ 家庭的保育サービスについては、公的保育サービスの一つとして新しい保育の仕組みに位置づける必要。
 - 保育サービ ◆ 3歳以上児となる際の集団保育への連携について、配慮することが必要。
 - 分園、家庭的保育など、小規模サービスについて、自治体ごとに差がある現状。普及していないことについての分析が必要。

(課題分析したもの(第3回事務局資料)

- 家庭的保育の実施のための体制整備は、自治体の責任で実施すべき。
- 自治体の支援の体制や、費用支払いの仕組みなど、家庭的保育の仕組みは自治体によってまちまちであるのが現状。
- 家庭的保育者個人が利用者の選定、休暇の場合の代替の確保を図る場合など、負担が大きく、自治体の支援体制を確保する必要がある。
- 家庭的保育者の確保のためには、研修体制の充実、環境整備が必要。
- 孤立した不安定な働き方から、支援・連携体制の確保や共同化などで安定・安心な働き方を実施することにより、家庭的保育者を 確保
- 月〜土をフルで働きたいという希望者は未だに多くなく、空いた時間に働きたいというニーズが多い状況。家庭的保育の補助者から ら徐々に本格稼働といったモデルも活用が考えられるのではないか。
- 家庭的保育を支援する体制の確保のためには、家庭的保育者を支援する体制として、家庭的保育支援者の養成や、家庭的保育の補助者の確保が必要。
- また、保育所等との連携のために、連携保育所の果たすべき役割、家庭的保育者と保育所の連携の方法を、きちんと整理する必要。
- 家庭的保育については、保育者 2 人以上の体制(保育者 2 人で子ども数 6 人程度、うち保育者 1 人は有資格者)を 確保すべき。
- 家庭的保育については、保育の質の観点から、本来的には資格要件については確保すべき。密室性を回避するため、 特に3歳以上児の集団保育の観点からも、認可保育所との連携強化を図る必要。
- 家庭的保育事業において、認可保育所が積極的に関わるためのインセンティブが働く仕組みが必要。また、3歳以上における保育所保育の保障と、希望した場合の保育所への連続性のある移行を図る仕組みが必要。

- 独立した家庭的保育者が集まって行うのは非現実的。保育者に補助者をつけるかたちで横浜では実施している。それが非常に現実的。
- ◆ 家庭的保育者が複数集まって実施する仕組みも考えられるのではないか。
- 家庭的保育、分園は、単体ではなく、本園となる保育所が中心となってネットワークのようにつながって実施して いくことが必要。
- 過疎地においての家庭的保育の活用としては、例えば公立保育所が閉鎖をする場合に、保育所の職員等がその地域 に保育活動を残すために家庭的保育を複数の保育者により実施するというスキームが考えられるのではないか。その 場合には、一人の保育者が3人の子どもの保育を行うという形ではなく、保育者がチームを組んで子どもを保育する 仕組みがよいのではないか。
- 保育士が家庭的保育をする際、そのための研修が必要なように、家庭的保育者の連合体のようなものについては、 保育士同士の連携等のトレーニングが必要。
- 家庭的保育事業の保育士が複数集まった形で実施する小規模サービスのモデルは、認可外保育施設を推進することとなり、基準の低下を招くことから、容認できない。

〇多様なニー ズへの対応 ② (小規模保

育サービス)

- 多様 な 二 一 | ◆ 量的拡大の受け皿としての拡充(特に 0 ~ 2 歳児)と多様なニーズへの対応としての拡充が必要。
 - ズへの対応 │◆ 小規模サービスは、大規模施設と比較して、初期投資費用が軽微であることから、機動的な設置が可能。
 - ②(小規模保 | ◆ へき地などの人口減少地域などにおける小規模定員の保育所や、多機能型の保育所の導入が必要。
 - ◆ 家庭的保育者が複数集まった形で実施する小規模サービスの仕組みについて検討が必要。
 - ◆ 中心となる保育所が共通機能を持ち、分園を複数持つ場合や別の法人が分園を設置する仕組みの検討。
 - 小規模保育については、過疎地域対策と待機児童対策の両方に期待されているのではないか。 過疎地域対策としての小規模サービスについては、もう少し定員を引き下げることができないのか。現在認定こど

2.国一2.1.1.0.4.4.4.4.4	して認められていることも参考になるのではないか。	
- ちょくなしりんご保育。	~しし豁めわれしいることも参与によるひてはないか。	

- 保育ニーズへの解決のためには、小規模保育を認めていくということが必要。例えば、最小規模を5名とし、家庭的保育、延長保育、一時預かり、休日保育、相談事業、児童クラブ等の各種事業を多機能に提供する仕組みを積極的に導入可能な仕組みとすべきではないか。その際、小規模サービスを維持できる財源確保が必要。
- 小規模の認可保育所は、人口減少地域のみではなく、待機児童が発生している都市部でも、有効。最低基準の下に 20 人未満の定員でも柔軟に運営できる小規模保育所を認めるべき。
- 認可保育所の小規模化は、都市部の待機児解消に向けた効果があるのではないか。
- 機能を特化した小規模保育所~乳児、病児・病後児等は、都心部の待機児童対策に有効ではないか。

〇多様なニー ズへの対応 ③ (多様な働 き方:短時間 勤務等)

- 多様 な ニー ◆ 短時間勤務等の「通常保育」のみでは対応しきれないニーズに対応するサービス類型が必要ではないか。
 - ズへの対応 ◆ 量的拡大の受け皿や短時間勤務等の多様なニーズの受け皿として、認定こども園制度の充実が必要ではないか。
 - **き方:短時間** 現在の保育要件は満たしていない人も、現在の通常保育のような長時間の保育ではなく、定期的に短時間利用でき **勤務等**) る保育を望むニーズがある。これらの人たちが利用できる保育の受け皿を用意することが必要。(再掲)
 - 例えば、職業訓練や求職期間、あとは短時間勤務からフルタイムへと、結婚や出産を理由に労働市場の外にいた人たちが非就労から就労に移行する経過というのは多様。その意味で、すべての子どもに対する保育サービスを整備することは意義があると思う。
 - **多様なニーズへの対応のためには、財源をきちんと担保し、短時間利用者・一時預かり利用者のための質の確保された量の整備を行うことが必要。また、認可保育所ですべてのニーズは受け入れられるものではなく、ワークライフバランス等の推進などとともに、包括的な推進が必要。**

〇多様なニー ズへの対応 ④(多様な働 き方:早朝・

- 多様 な ニー ◆ 個々の子どもに対する保障といった仕組みに十分対応できる認可保育所等の整備による受け皿拡充が必要。
 - ズへの対応 ◆ すべての子どもに公的保育を保障する観点から、以下の課題について検討が必要。
 - 現状として認可外保育施設において対応されているものについて、公的保育サービスの一類型としての位置づけが必要。

夜間·休日保 育)

- ・ 昼間の保育とは、異なる早朝・夜間保育の特性(就寝時間を挟むこと等)に合った形の基準の在り方
- 夜間保育についても、子どもの育ち、生活リズムといったことを基本的に考える必要がある一方、現実にニーズが 存在。質の確保を図っていくことが必要。
- 多様な就労の仕方といえども、子どもにひずみが来る働き方が果たしてよいのか。小さな子どもを育てている世代ほど、企業は守るべきで、その世代に限っては夜間保育が必要となるような働き方をさせないということもあるはず。 その努力をせずに、夜間保育などの保育の形態ばかり用意したら子どもの育ちは守れない。
- 早朝・夜間帯保育は昼間の保育よりも、より個別的なケアを必要とするため、手厚い人員配置・環境整備とすることが必要。

ブ へ の 対 応 ⑤ (事業所内 保育施設)

- ○多様なニー ◆ 事業所内保育施設についても、すべての子どもに公的保育を保障する観点から、公的保育サービスの一つとして位 ズへの対応 置づけるべきではないか。
 - ⑤ (事業所内 | ◆ その際、事業所内保育施設が従業員への福利厚生という側面を有している点についてどのように整理するか。
 - 事業所内保育施設は、すべての子どもに公的保育を保障する観点から、公的保育サービスの一つとして位置づけるべき。
 - 事業所内保育施設が福利厚生の一環としての側面を持つことにつき、何らかの整理が必要。
 - 福利厚生として始まった事業所内保育施設を公的保育サービスとして位置づけるに当たっては、最低基準に準拠して整備を推進することが必要。

ズへの対応

○ 多様 な 二 一 | ◆ 個々の子どもに対する保障といった仕組みとしていく上で、住所地市町村以外の保育サービスを利用する子どもへ の保障をしていく必要性があるか。

外の保育サ ービス利用)

- ⑥ (住所地以 | ◆ 職場の近くにおける保育ニーズについて、親と子どもの生活を重視する観点も踏まえ、事業所内保育所以外でも保 **瞳可能な仕組みを検討する必要があるのではないか。**
 - 住所地以外の保育サービスの利用は特例とすべき。
 - 市町村合併による施設の統廃合等により住所地以外の市町村の保育サービスの利用ニーズは増加。

ズへの対応 る対応)

- 多様 な 二 一 | ◆ 児童人口減少地域においても、すべての子どもが必要な保育サービスを受けることができるよう、小規模サービス 類型の必要性とその場合の基準等の在り方の検討が必要。
 - ⑦ (人口減少 | 過疎地において、小規模施設を考えるときには、経営がなりたつような配慮が必要。
 - **地域におけ** 人口減少地域における保育サービスについては今後数年内にクローズアップされる大きな問題。詳細な議論をする 必要。
 - 過疎地域対策としての小規模サービスについては、もう少し定員を引き下げることができないのか。現在認定こど も園では10名で保育として認められていることも参考になるのではないか。(再掲)
 - ◆ 「へき地保育所」における財政支援が一定の水準にとどまっており、こうした地域の厳しい状況と地域の子ども集 団の保障の観点から、相応の財政支援が不可欠ではないか。
 - へき地保育所については、過疎地の保育需要を支えているにもかかわらず、財政支援が一定水準にとどまっている。 過疎等で子どもが少ない地域に会っては、子どもの育みに厳しい状況と子ども集団の保障の観点から、財政支援を図 る必要。
 - ◆ 多機能型サービスを位置づける場合の対象地域をどう考えるか。また、その基準の在り方をどう考えるか。

○ 多様な保育・子育て支援ニーズに対応するシステムとして、多機能型を積極的に導入可能な制度にする。 ○ 過疎地においての家庭的保育の活用としては、例えば公立保育所が閉鎖をする場合に、保育所の職員等がその地域 に保育活動を残すために家庭的保育を複数の保育者により実施するというスキームが考えられるのではないか。その 場合には、一人の保育者が3人の子どもがいるという形ではなく、保育者がチームを組んで子どもをみる仕組みがよ いのではないか。(再掲)
○ 過疎地においては、小規模型よりも多機能型の認定こども園というのがよいのではないか。○ 幼稚園がない地域における保育所の役割は重要で、多機能とすることでより多様な子育てニーズへの対応が可能となる。必ずしも「認定こども園」にする必要はない。
 ○ 地方の状況を考えると、幼稚園、認定こども園を含めた就学前施策全体で考える必要があるのではないか。都市部では待機児が多く困っているという状況もあり、今でも可能であるが、より積極的な支援を幼稚園側にしていくべきではないか。 ○ 認定こども園について、過疎地についても全国統一の基準とするのか、二重基準とするのか検討が必要。 ○ 認定こども園については、認可されていない幼稚園機能・保育機能部分について財政支援が不十分であること、二重行政による事務負担が大きいことが要因。解消をすすめるべき。
 → 一時預かりは子育ての不安感・負担感を払拭するためにすべての子育て家庭への保障として位置づける必要。 ◆ 充実についての希望も多く、今後、需要が拡大する中、受け皿の拡大が必要。 ◆ 短時間勤務の受け皿としての機能を踏まえたサービス類型の位置づけをどう考えるか。 ◆ 訪問系のサービス等、一時預かりサービスと代替的関係にあるサービスをどう位置づけていくか。 ○ 一時預かりのみでは採算があわない。週2回や週3回の定期利用とも合わせた形での対応を考える必要。

〇訪	問系	サー
ビ	ス等、	他の
代	替サ	ービ
ス	の位	置づ
け		

- 保育所保育は集団保育であり、一定の人数が集まらないとできない。休日保育や夜間保育など保育所保育ではどうしても保障できない地域は過疎地などの特殊な地域だけではない。そういう場合でも、子どもにサービスが保障されるよう、ベビーシッターやファミリー・サポート・センターなどについても多様な給付類型の一類型として位置づけるべき。
- ベビーシッターはフルタイムの雇用を支えるのは難しい。認可のフルタイムの代わりにはならないと思う。

〇 その他

- 最低基準ぎりぎりの施設では、保育を実施する上で、現状も厳しい。最低基準を引き下げることには慎重にならざるを得ない。
- 認可による事前規制は必要だが、それだけで質が担保されるわけではなく、質を継続的に維持・向上させるにはそれ以上に事後チェック・質を重視した評価が行われることを考えるべき。それをシステム全体の中に組み込むことを 議論すべき。
- 評価というのは、受けることだけに目的があるのではなく、評価を受けたものを通じて、自己変革をし、質を上げていくというところへの支援をもっと強化すべき。
- 認可保育所の時間終了後にさらに別の場所・人に子どもを預ける二重保育については、ファミリー・サポート・センターやベビーシッターは、一対一の人間関係の中で託し・託されるもの。保育園の中での保育その子ども一人ひとりについて、託し・託される関係が前提となっており、延長保育を別の園に移って受けるような形態は慎重な検討が必要。
- 子どもたちの生活の場であると考えたときには、長時間・夜間保育などについては、より家庭的な雰囲気づくりや そのための人を置いて手厚く対応するなど、いろいろと工夫している。したがって、単純に配置や人数基準で割って 対応するということがあってはならないのではないか。

2 参入の仕組みについて

項目	論点及び意見
〇 基本的な考	◆ 新たな保育の仕組みにおいては、公的保育サービスについて、保育を必要とするすべての子どもに例外のない保育
え方	を保障するとともに、市町村にサービス提供確保の義務を課す。
	◆ 保育の需要の拡大に十分に対応するためには、質の確保されたサービスのスピード感ある拡充が図られることが必 /
	要。
	そのためには、制度上、多くの質の確保された事業者がサービスを担うことができるとともに、安定的にサービス
	を提供する仕組みを確保することが必要。
	○ しっかりとした財源の投入による参入の促進が必要。
〇 指定の仕組	
みの必要性	多様なサービス類型を費用の支払いの対象とするためには一定の客観的な基準が必要。
	◆ 利用者の立場からも、公的保育サービスの対象となることが区別できる仕組みが必要。
	◆ 他の社会保障制度を参考に、新しい保育の仕組みにおいても客観的な基準を満たしている事業者について、都道府
	県が指定する仕組みとすることが必要。
	│ │○ 指定というのはあくまでも公的保育事業を実施する事業所であるいうことを認めるもの。その指定の仕方について│
	は事業類型ごとに色々な指定要件が出てくるということ。これらは確認できたのではないか。どのような指定類型を
	設けるのかは、今後の検討課題。
	放りるのがは、「後の機能保健。 ○ 多様なニーズに対応した公的保育サービスを制度化するのは有意義であり、そのためにも「指定」の仕組みは必要。
	○ 多様なーースに対応した公的保育リーと人を制度化するのは有意義とあり、そのためにも「指定」の任祖みは必要。 ○ 全体の需要が現行においては隠れているが、そのような中で、指定の仕組みを入れるのは現実的。現行の認可の仕
	組みでは色々な裁量や、財源によって左右されること等の問題がある。

- 事業者指定制度の導入は、本来の認可制度を形骸化させ保育の質を低下させるものであり、導入には反対。
- 基本的には、認可保育所の更なる整備を行うとともに、認可保育所における分園の充実、家庭的保育事業との連携 拡大、幼稚園の存在しない地域における認定こども園の一部活用を第一義とすべき。

その上で、最低基準を遵守した認可外保育施設の認可の促進、企業内保育施設の整備促進のための支援も必要。

- 待機児童解消、多様な保育ニーズへの対応の観点から、待機児童がいる地域を中心に、休日・夜間などの多様なニ ーズや低年齢児童のみを対象とする小規模施設を指定対象として、保育の質の向上を図るべき。
- 認可の裁量は、認可することによって自治体の財政を圧迫するということも大きな要因の一つ。指定の仕組みとす るとしても、財政をきちんと担保できるのか。

質

- ○指定の法的性 | ◆ 「指定」の仕組みは、指定権者と事業者等との間の公法上の契約。指定を受けた事業者は、当該指定の条件となっ ている基準を遵守して、サービスを利用した者に対し、必要なサービスを提供し、必要な費用の支払いを受ける権利 を得る契約を締結したこととなる。
 - ◆ これは本来、市町村長が利用者のために締結する契約につき、事務合理化等の観点から、都道府県が代わって行う ものという性格。

関係

○指定と認可の | ◆ すべての子どもに必要な保育を保障する観点から、サービス量の確保が必要だが、認可は都道府県の裁量により、 最低基準(国の最低基準)を満たしている場合でも、認可されない場合がある。

> このため、「認可」の可否だけでは、公的サービスの費用の支払いの対象とすることが実現できないことからも、認 可保育所の仕組みを存置しつつ、「指定」の仕組みが必要。

- ▶ 認可保育所以外でも、通常保育といわれる日中の保育の中に、客観的基準(最低基準)を満たした「指定」のみの。 保育所という類型もありうるのではないか。
- 公的保育サービスの担い手のうち、経過的に認可外の施設を認める類型については、認可施設への移行をめざすこ とが基本。

- どのように認可外施設を、最低基準に近づけていくのか。一定の枠組み、規制、条件なりをつけるのか。質の問題、 財源の問題をクリアすることが必須だが、きちんと議論をしていく必要。
- 最低基準を満たしているところについて、公的保育サービスの対象とするということは賛成。ただし、特例とすべき。認可化を図るためにも、「指定」の仕組みを前提とするのであれば、認可保育所の社会的役割とその評価をする 必要。
- 現在の認可保育所については、利用者の選択に資するために名称独占とすべき。

〇指定基準の考 え方

〇指定基準の考 | ◆ 指定基準の考え方としては、

- ・それぞれのサービスについての一定の客観的な基準であること
- ・指定を受けているサービス量が十分に確保できるものであること
- ・供給過多による弊害を回避できること を考慮することが必要。
- 多様なサービスが現在の認可保育所以外でも様々に考えられるということを考えると、指定の仕組みを市町村がき ちんとした実態のニーズに基づいて計画を立てて進めていく仕組みとすることが必要。

「過剰に供給されないように」といった視点も含め、都市部・過疎地域それぞれの事情に応じた整備計画を定めることにより、対応が可能となるのではないか。

○ 認可外施設であっても、指定の基準を満たせば公的保育サービスとして必要な費用が支払われるという仕組みとなるならば、認可外施設が認可をとっていくには、インセンティブ付けが必要。

特に、認可が最低基準よりも高い場合があることを考えると、より高い水準を求める仕組みを同時につくっていかなければならない。

- 市町村の枠を超えて利用することも考えて、都道府県内では同一の基準としてほしい。
- 過疎対策として、「指定」された事業者がいない地域ができないよう、公的保育の保障ができる仕組みを考えるべき。
- 認可保育所の多くは一法人一施設であり、施設数・利用人数によって大きく左右されないような単価設定が必要。

果たすべき 役割の整理

- ○認可保育所が | ◆ 社会福祉事業を担う認可保育所が果たすべき役割の整理とその評価を検討する必要。
 - 社会福祉事業を担う認可保育所は地域の子育ての核・担い手としての役割がある。その担うべき役割をしっかりと 評価しながら、利用者側にも分かる仕組みとする必要。

ス確保

- ○適正なサービー◆ 事業者の適正なサービスを確保するための仕組みが必要であり、安易な撤退を防止し、事業者に対し、休廃止時に 一定の義務(一ヶ月前の届出等)を課することが必要。
 - 新規参入ののち、法人が譲渡されたりして、園長はじめ経営者がみなかわっているようなこともあった。質の担保 のためには、監査、研修制度などの部分についても今まで以上に整備するということが前提。
 - 株式の譲渡によって経営権が移譲され、保育園の名称は変わらないが、経営者が知らないうちにがらりと変わって いるということもありうる。質の担保を考える際には、そのようなことも踏まえて情報公開を考える必要。
 - 認可であれ、認可外であれ、本来必要なのは運営に当たっての情報公開と、そこに対する丁寧な監査による質の確 保をすること。
 - 公立・私立ともに、多くが監査で指摘される。次の年でも改善されていない現状。
 - 人件費特に管理職手当が、不当に高いのでは、と思うことも散見されるが、給与は指導基準上「適正」とされてい るので、指導まではしにくい。

のサービス 確保

- 休廃止の際 ◆ サービスの休廃止時には、当該事業者が利用者のサービスの確保を図るとともに、市町村においても子どもの保育 サービスが確保されるよう必要な役割を果たすべき。
 - やむを得ず休廃止する場合、休廃止まで一定の期間がないと市町村も対応ができないことを踏まえて、「一定の義務」 を考えるべき。
 - 撤退する事業所があった場合に、利用者のサービスの確保のために連携できるよう、園長会のような横のつながり

- の仕組み、地域の中の事業者間の連携・つながりの仕組みを担保しておくことが必要ではないか。
- 適正なサービス確保については、都市部での議論が多かったが、少子化が進んだ過疎の地域で事業者が撤退するような場合、公的保育を市町村が実施する責任を負うなかで、どのように対処するのかについても課題。
- 待機児童が多い地域においては、保育サービスの供給確保を市町村にすべてやれといわれても難しいのが現状。

○運営費の使途 制限

- ◆ 保育サービスの特性を考えると、運営費の使途について、一定の規制が必要。
- ◆ 規制の考え方としては、
- ・事業者の経営努力により質の高いサービスが実現できるようにすることが適当
- ・従業員の処遇も含めたサービスの確保が担保され、事業運営の安定性・適正なサービス提供が確保されること
- ・公的なサービスであり、対人サービスであるため、人件費が太宗を占める事業であること を踏まえる必要。
- 保育の運営費は、人件費相当が大きなウェートを占め、保育士の賃金や労働条件に大きな影響を与える。
- 公的なお金が入ってくる以上は、何らかの使途制限をすべき。
- 余剰金は経営者の相違工夫やコスト削減の努力で生まれる性質のものであり、株式会社は余剰金の約半分は税金で 支払う。

使途制限をなくせば、残りの一定額をリスク対応・事業継続の保険として積み立てた上で、その残りを子どもに関する研究事業に振り向けるなどが可能となる。このようないろいろな広がりを持った運営をするために、使途制限は撤廃すべき。

- 運営費全体として経営努力をしていくべきものであり、それによって生まれる余剰については経営努力・運営努力 のインセンティブとすべき。配当も含めた使途制限については、多様なサービス、事業者の参入を阻むものであり、 撤廃すべき。
- **多様なサービスを考えるにあたり、すでにある事業者・インフラを活用しながら、行う必要。その際、助成金・補助金は出し切りの形にして、事業者の創意工夫が生かせる形とすべき。**

制限の範囲

- ○運営費の使途 | ◆ 使途制限の範囲として、運営費、管理費、事業費の区分にとらわれず、運営費全体の中で図ることが基本。
 - ◆ 保育に関する人件費・事業費・管理費がどのように使われているのか明確にするために、区分経理を行い、行政に よる報告徴収等が必要。
 - ◆ 使途制限の範囲について、どのような条件で、どのような範囲で行うのか検討が必要。
 - 事業ごとに会計区分することについては、それほど異論はない。
 - 保育は対人サービスであり、人件費が保育運営費の多くを占めるので、経験豊かな保育士が雇われているというこ とを監査で確認するためにも、事業区分の分かる資料は必要。
 - 仮に代理受領の仕組みを認めたとして、社会福祉法人と同様に公的給付については、「福祉事業」以外にその使途は 認めるべきではない。
 - 福祉事業とはどこまでを指すのか。附帯する研究事業のようなものまで含むのか。行政が的確に区分することは困 難。
 - 認可であれ、認可外であれ、本来必要なのは運営に当たっての情報公開と、そこに対する丁寧な監査による質の確 保をすること。

その上で、量を拡充しつつ質も高めるためには、アイディアのある方ができるだけ入って来られる仕組みが必要。

○ 保育士に人件費をきちんとかけるなど、きちんとした運営が行われるかどうかは、社会福祉法人・営利法人の法人 種別や規模に関係なく、経営者の力量によって決まる。

○配当について ◆ 配当については、使途制限の範囲により判断することが適当。

- 福祉事業に入ってくるならば、配当の制限はすべき。
- 今の公的保育に入っているお金は100%税金が原資。現在の保育が非常に利潤が上がる事業ということであれば、 現行の措置基準そのものが高すぎるということで切り下げる方向に働く。税金を基にした適正な利潤はどの程度まで かということは考える必要があるのではないか。

	○ 株式会社(特に上場企業)の場合、社会的インフラである株式会社の活用はきわめて効率的であり、配当は、銀行
	に対する利息の支払いよりもはるかに有利な利払いの仕組み。
	○ 余剰金の使途制限があるため、初期費用の回収もできず、参入するインセンティブも働かない。余剰金といっても、
	最低基準をクリアした上で企業努力により捻出されたもの。
	○ 運営費全体として経営努力をしていくべきものであり、それによって生まれる余剰については経営努力・運営努力
	のインセンティブとすべき。配当も含めた使途制限については、多様なサービス、事業者の参入を阻むものであり、
	撤廃すべき。(再掲)
〇会計処理につ	◆ 会計処理については、法人種別ごとの会計処理を求めた上で、必要な経費への支出を担保するために必要な書類の
いて	作成を求める。
0.0	17/20 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
	│ ○ 会計の関係は、キャッシュフローを確認できることが必要ということ。
	○ 会計の関係は、ペインシェントーを確認とどることが必要と、フロビ。 ○ 企業会計での処理に加え、企業会計とは勘定科目が異なる社会福祉法人会計での処理を求められることについて事
	務負担が大きい。
0 7 0 114	○ 大口上来 与叶田共死 专类集中的企业与上区域 项目但本 还自但本 应用但本の公用研究进小士工程区 D. D. D.
〇 その他	○ 育児休業、短時間勤務、看護休暇が進展すれば、乳児保育、延長保育、病児保育の必要性が減少するなど、ワーク
	ライフバランスと保育サービスとは基本的にトレードオフの関係にあるが、前者は事業主拠出金、後者は主として税
	に依存していることにより、両施策の縮小均衡が進んでいる。この是正を図る必要。
	○ 保育の認定、保育サービスの選択、利用調整、サービス計画の策定など、子育てコーディネーター、子育て応援プ
	ランの策定に関する議論が必要。
	○ 企業経営(株式会社)については、憲法89条との関係もあり、初期投資は認めないこととすべき。



Press Release

報道関係者 各位

平成 21 年 11 月 4 日 政策統括官付社会保障担当参事官室 室長補佐 竹林 悟史(内線 7704) 係 長 宮辺 香奈(内線 7695) 電話 (代表) 03-5253-1111 (直通) 03-3595-2159

地方分権改革推進委員会第3次勧告(地方要望分)に対する 厚生労働省の対応方針について

地方分権改革推進委員会「第3次勧告」を踏まえ、厚生労働省としての 対応方針を別添のとおりまとめました。

<ポイント>

- 〇 地域主権改革の実現に向けて、第3次勧告を<u>最大限尊重し、地方分権を推進</u>。ただし、保育・介護・福祉の質等に深刻な悪影響が生じかねないもののみ、例外的に全国一律の最低基準(規制)を維持する。
- 施設等基準については、<u>すべて条例に委任</u>した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」とする。
- 〇 この結果、施設等基準の約9割が地方自治体の判断で定められることとなる。

地方分権改革推進委員会第3次勧告(地方要望分)に対する厚生労働省の対応方針

- 地域主権改革の実現に向けて、第3次勧告を<u>最大限尊重し、地方分権を推進。</u> ただし、保育・介護・福祉の質等に<u>深刻な悪影響</u>が生じかねないもののみ、<u>例外的に、</u> 全国一律の最低基準(規制)を維持
- 施設等基準については、<u>すべて条例に委任</u>した上で、「人員配置基準」「居室面積基準」 「人権に直結する運営基準」に限り「従うべき基準」とする。

⇒全基準の約9割が地方自治体の判断で定められることに

さらに、保育所については、東京等に限り、待機児童解消までの一時的措置として、 「居室面積基準」のみ「標準」とする。

	項目数	勧告	対応案	, (保育所の取扱い)
)人員配置基準)居室面積基準)人権に直結する運営基準等 :サービス内容の説明と同意、サービス提供拒否禁止、虐待・身 本拘束禁止、秘密保持、保育指針、保育所調理室(自園調理)など	28 22 112	標準 参酌 参酌	従うべき 従うべき 従うべき	東京等に限り、待機児童解 消までの一時的措置として、 「居室面積基準」のみ「標準」 とする
上記以外の施設・設備・運営基準 :居室定員、廊下幅、汚物処理室、事務室、サービスステーションなど 適切な食事の提供、介護の内容(入浴、排泄、着かえ等)、健康 保持、地域との連携、娯楽の提供、保護者との連絡 など	1200	参酌	参酌	全基準(約 1362% (約 1362% (約 1362% (約 1362% (約 1362% (約 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362% (1 1362
利用定員	7	標準	標準(5/7)	医療の確保に関する法律の
協議、認可等/計画の策定等	5	廃止等	廃止等(2/5/	【 ■ 事前協議、医療計画の策策

「標準」: 条例の内容は、地方自治体に「合理的なもの」である旨の説明責任あり

「参酌すべき基準」: 基本的には地方自治体の判断で定められる

第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会

平成 21 年 11 月 17 日

参考資料1-1

改めて、今回の「新しい制度設計」の目的・意義と論点 そして待機児童の緊急解消をめざす「7つの提言」

(一部加筆修正)

平成21年11月17日全私保連常務理事 菅原 良次

- 1. すべての子どもたちの育ちと子育て支援を対象とした量の拡大
 - 1) 3歳未満児を中心とする300万人の子どもたちを支援する制度
 - 2) 多様化するすべての保育ニーズに応える制度
 - 3) 事業所(団体含む)の安定的な運営と経営が可能となる制度
- 2. 保育の質の向上と子どもたちの保育園(施設)における生活と遊び環境の改善
 - 1) 自然環境・・・地域、公園等
 - 2) 保育園の環境
 - (1) 園庭の重要性
 - (2) クラス・室内の面積基準
 - (3)職員数と処遇
- 3.「新しい仕組み」とあるべき制度
 - 1) 上記の「1) と2)」を保障しうる制度
 - 2) 同 を保障しうる財源の確保
 - 3) そのための「公」の関与と責任を法的・制度的に明確化する必要性と社会的連帯の確立 すべての子どもたちの育ち、利用を希望するすべてのニーズ、子どもたちを対象とする 「公」と「社会」の責任を制度的に明確にする

●新しい仕組み(制度)作りの中での論点について

- 1)利用者本人の申請に基づく保育の「必要性の認定」は「公」の関与した基準に基づき差別されないこと。
- 2) 利用料は「公」の関与のもとでの応能負担を基本とし応益的考えも一定含めたものとする(現行も同じ)。
- 3)保育料の納入
- 4) 利用者への給付について

- ① 定型保育の利用者への給付(補助)は、上記の「保育の質」と「事業所の運営の安定化」を担保できることを前提に「11時間保育」と職員配置基準は現行の基準をより充実したものとする(例:3歳20対1から10対1、4,5歳30対1から15対1 等)。
- ② 同時に現行と同じように<u>「月単価」「規模(定員)、職員のキャリア、子どもの年齢、地域」を基本とすると共に新たに「管理費・事務費」等を給付単価に組み込む考え方を</u>基本に制度化する。
- ・とくに現在、議論されている小規模保育所の場合は、このような制度にしないと運営が 成り立たないと考えられる。
 - (注) なお本稿では下記の各内容について以下のような定義付けとする。
 - ・利用者への補助(負担軽減) = 利用者給付
 - ・建物、管理費・事務費(一部人件費含む) = 現物給付
 - ・公的に定められた個人負担 = 保育料

5) 3者(公・利用者・事業者)による「公的契約」について

- (1)「公」と「利用者」との契約内容
- ① 利用を申請したすべての者に対して認定基準に基づいて入所認定行う。
- ②「上記」の公的給付内容を明記する。
- ③「上記」の利用料(公定価格)を明示し、事業者に支払うよう義務づける。
- ④ 利用者への給付額を通知するが「代理受領」として入所が決定した事業所に支払うことを明記する。
- (2)「公」と「事業者」との契約内容
- ① 利用者に給付する内容(補助金)を示し、その給付額を代理受領として、事業者を指定し支払うことを明記する。
- ② 運営に係わる費用「管理費・事務費(一部人件費を含む)」 (現物給付) 等を事業者に明記する。
- ③ 利用者が事業者に利用料を支払う義務があることを明記する。
- ④ 利用者が利用料を滯納した場合「公」が責任をもって代理を務めることを明記する。
- (3)「利用者」と「事業者」との契約内容
- ① 事業者は認定基準で認定された利用者に対して、合理的理由なしに入所を拒むことは出来ない。
- ② 利用者が「公」の関与のもと決定された公定利用料を事業者に支払う義務があることを明記する。
- ③ 事業者は「公」の関与の基で決定された保育の質・条件に関わる内容の遵守を明記する(職員配置、面積、給食、保育指針等)。
- ④ 事業者は「公」の関与のもと決定された公定利用料以外徴収しないことを明記する。
- ⑤ 利用者が「公」から受ける給付(補助金)を代理受領者として入所が認められた事業者として承認することを認める。

4. 新しい「参入の仕組み」づくりの論点

- 1) 都市部と人口減少地域の事情と状況に対応し「分園、小規模保育所 (5 名から 10 名)」 の設置を可能とする制度設計。
 - (注) ① 多機能型と組み合わせることも可能 ② 待機児童対策にも有効
- 2) 指定制について・・・認可保育所への移行を基本とし、最低基準の遵守を前提とする
- 3) 認可外施設において「上記」を前提に考える
- 4) 多様な保育・子育て支援ニーズに対応するシステムとして多機能型を積極的に導入可能な制度にする。
- 5) 企業経営(株式会社)の取り扱い
- (1) 初期投資は認めない (憲法89条)
- (2) 仮に代理受領を受け入れたとしても、社会福祉法人と同様に公的給付(余剰分含め) については「福祉事業」以外にその使途は認めない。
 - ※(制度的条件を付ける)なお、余剰金を例えば研究調査、研究事業等公益性の高い 事業については規定・条件をつくり認める。
- (3)併せて余剰部分の法人への繰り入れの一定程度の制限は前提としつつ、場合によっては、公的給付と企業事業における剰余金との経理区分を行う。
- (4)減価償却については「社会福祉法人、企業」とも認める。

5. 待機児童を早期に解消するための「7つの提言」

深刻な待機児童地域には、例えば緊急5か年の時限的な待機児童解消のための重点施策 を企画・立案・実行する。

- 1) 基準の弾力的運用で「指定制」を時限的に活用・推進する。基準の遵守を基本に NPO 法人等の認可外施設等の事業所を活用する。
 - ※ 待機児童がいない地域には適用しない。
- 2)「安心子ども基金」を増やし初期投資資金3,000万円を社会福祉法人を中心に補助。
- ※ 貸借する空部屋等の改修工事費、備品等事業負担の軽減を図ること。また現状では 医療・福祉機構からの借り入れ不可能であるため。
- ※ 東京都の認証保育所が短期間に増加した主な理由については面積基準を3.3平方から 2.5平方に0.8平方に少なくしたことが直接的理由ではなく、初期投資として「改修費用」(上限3,000万円)の補助がなされることが大きい。
- 3)「安心子ども基金」を大幅に増額し、対象事業によっては恒久的な補助したり、公立 保育園にも活用できるよう対象を広げる等の改善を行う。
- 4) 待機児童の多い地域に限定して、園庭に保育室を建設する際の要件緩和と建築費の 補助の増額をする。また社会福祉法人に限定して新設認可保育園設置のための土地取 得費を補助対象とする。
 - ※ 例として1階は園庭のまま、2階部分に保育室を建設するなどの知恵と工夫が必要。 また、将来園児が少なくなった時に取り壊しが認められるなど柔軟な対応が求められる。

- 5) 待機児童解消のため新園開設や分園の設置等、努力している社会福祉法人を国が積極的に評価しながら、開設などに係った借入金の軽減策を講じる。また、貸借する 分園の家賃補助を恒久化する。
- 6) 市町村の負担を軽減するため保育所運営費にあてられる国補助金を時限的に 50%から「70%~80%」に引き上げる。合わせて各市町村に、社会福祉法人を対象とした融資制度を設ける。
 - ※ 市町村が運営費等の負担が増えることを理由に消極的になることを防ぐ。
- 7) 待機児童の解消に向けて、努力し、結果を出した市町村には、翌年度の地方交付税 交付金を増額する。

代理受領制度と個人給付の関係について(補足)

平成 21 年 11 月 17 日 全私保連常務理事 菅原 良次

● 今回の制度改革の基本理念

「全て(すべて)の子どもが対象」 「全て(すべて)の多様なニーズに対応」

- ◇ これまで保育制度は、過去の「措置制度」から平成 10 年改正以降、利用者主体を軸にした新たな保育制度となり今日まで至っている。この度の制度改革は、こうしたこれまでの理念である利用者個人の基本的な権利をより明確に位置付けたしくみにしていくための制度改革であり、「公」と「社会」としての権利保障が前提となる。
- ・そのための保育を保障するためには、「質が担保」された量の保障が不可欠であり、「公」としての「提供責任と整備責任」が重要と考える。
- ・もう一つは、その為の財源確保が必要である。 「今回、それらの権利を保障する制度として3者(利用者・事業者・行政)で行う公的契約制度が考えられたといえる(内容については別紙)。
- (1) 福祉と社会保障に関する基本的考えと位置づけについて― 代理受領問題を論じる前に ― 以下の視点から法定代理受理制度について考える。
 - ① 憲法(規定)を持ち出すまでもなく、社会福祉関係の法律で定められている「基本的人権」「生存権」、「最低生活保障」「生命の保障」等に関する基本的な考えは国を構成する"国民ー人ひとり"を対象にしたものであると考える。
- ② 同時に「国民一人ひとり」とは「すべての国民が対象である」ということであるが「介護を必要とする人や障害者(児)、要看護にある人、生活困窮者、子ども、母子家庭」等のいわゆる社会的「弱者」は、まさに上記の①の具体的対象者となる。
- ③ 上記の社会保障や福祉の対象者・利用者等について国・地方自治体が「公」としての責任を 政策化・制度化したのが「社会保障制度」や「福祉制度(システム)」であり、財政的な保障 制度(システム)と捉えることが出来る。例として介護保険制度、障害者自立支援法、児童福祉法。
- ④そうした視点に立てば、児童家庭福祉におけるその対象は「子どもを含む国民一人ひとり」であり、あるいはその家族である。具体的には上記の②人々である。
- ⑤ こうした考えの下で憲法論、社会福祉論を解釈することが正しいとするなら利用者の「認定」 「指定」は「公的基準」(制度)で行われるべきであり、現物、人的、財政的「給付」(補助) は、個々人(利用者一人一人)に対して行われるのが「公的制度」と考える。
- ○しかしながら、そうした利用者を受け入れる事業所(保育所)を運営するための諸経費があり、そうした部分については<u>"利用者個人"に給付とは別に、例えば建物、管理費・事務費(一部人件費を含む)等の運営にかかる基礎的・共通費用部分とする"算定の考え方"</u>でよいのではないかと考える。その際、以前から私保連としても主張している、いわゆる二階建て方式の提案が有効であると考える。

- ⑥ 以上の「国および自治体の制度」が、対象者(利用者)一人ひとりにとってその目的である 公的システムとして有効に働き、生きた制度=「生存、人権、生命、生活」の保障するため にシステム化した一つが「法定代理受領」等の制度設計である。
 - (注)なお「措置制度」、「利用者が申請、選択」「機関委任事務」「機関補助」「個人給付」「法 定代理受領」等に関わる「理念と目的」について、もっと本質的論議と検討がなされる必要 があると考える。

(2) 利用者個人への給付と代理受領制度との関係

- ◇ この二者の関係は直接的なものではなく、正しく捉える必要がある。
- ・代理受領は、給付したお金が、その目的である「保育」以外に使用しないようにするための制度であると考える。
- ・機関(施設)補助であってもその目的は子どもたちの「保育」のための補助である。
- ・また、個人への給付(報酬)という名称に変わっても「保育」(福祉)に使用するという本来 的使用目的は変わらない。それ以外の使用は認められないと考えるのが普通である。

仮に、利用者に個人給付として直接(お金が)渡れば、保育以外に使用する恐れがある。この代理受理制度は、それを防ぐための制度でもある。

- ・そのことを前提とし基本とすれば「事業者、利用者」とも目的以外の使用は、基本的に認められないし、必然的に社会的責任を負う立場からも許されないと考えるのが常識といえる。
- ・その為にも目的以外に使用ができないよう制度設計(規制・条件)を行うことが重要となる。

(3) 代理受領と最低基準との関係

◇この二者の制度としての直接的関連はないと考える。

- ・給付(補助)内容と最低基準は、保育の質、条件を子どもと保育士の処遇に、どのように保障 するかについての問題であるとともに事業所運営との関係であると考える必要がある。
- ・それは最低基準の内容(給付)が高く(良く)なるか、低く(悪く)なるかの問題である。

(4) 代理受領と運営の安定化との関係

- ・代理受領とは直接関係してくる問題ではないと考える。
- ・子どもと保育士の処遇を向上させ事業所運営の安定と運営に必要な費用は前述のように「最低 基準」と「給付内容」の関係である。
- ・また、運営の安定にとって、大切なことは給付内容の善し悪しを決定付ける保育単価の計算の 基礎に何を加えるかであり、計算式の中に「月単価」「規模(定員)、職員のキャリア、子ども の年齢、地域」等の要素をしっかり制度として盛り込むかである。

第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会 平成21年11月17日

参考資料1-2

(前回提出資料)

「今後の保育制度の新たな仕組み」論点を解明するための障害者自立支援法と介護保険制度の比較検討について

平成21年 10 月 30 日 社団法人全国私立保育園連盟 常務理事 菅原 良次

≪ はじめに ≫

- ・保育制度の持続的改革を目指し「新しい仕組み」の第二ステージでの検討作業が精力的に始められている。その論議の過程で制度改革の先行事例として「介護保険制度」と「障害者自立支援法」との比較が頻繁に取り上げられてきている。
- 新たに検討されている将来に向けた保育制度は、その二つの制度に組み込まれている内容及び問題点から学び、現行制度をより発展、充実させた制度になるよう努力されなければならない。
- ・とくに、保育制度の直接的対象は乳幼児であり、日本の将来を担う子どもたちである。 その子どもたちの安全と生命を守り保育(養護と教育)を保障するためには、社会全体 の責任と公的責任を明確にしたものでなければならないと考える。また、そうした新し い保育制度の構築が、あらためて弱者の立場を優先する日本の社会福祉制度全体 へ再構築させることにも繋がる可能性を担ったものであるとも考えられる。

以上の問題意識に基づいて、できる限り客観的な資料を目指して以下の比較表の作成を試みた。

1. 各制度関係の比較

※ 以下 各制度を略称。障害者自立支援法⇒「障害者自立」、 介護保険制度⇒「介護制度」

3

1. 各制度関係の比較

1)利用者の対象

- (1)保育制度 〇「保育に欠ける」の基準と適合する者
- (2) 障害者自立 〇 障害児・者として認定された者

2)利用者への補助制度(給付)

- (1) 保育制度 ○利用者の「年齢・定員(規模)・地域」別の単価に基づき機関 補助(運営費、事業費、事務費) ⇒ 「公」が関与
- ○利用者個人への補助金制度・代理受領制度 (第一次審査)全国共通の106項目からなる心身状況で審査、 (第二次審査)(1~6段階)で市町村が給付を決定 ⇒「公」が関与し決定
- (3) 介護制度 ⇒「公」が関与し決定:下記参照

2) 利用者への補助制度(給付):介護制度補足

- (3) 介護制度 ① 現物給付 ⇒ 利用者がサービスに要した費用の10%をサービス 提供業者へ支払う。残り90%は、保険者(公)から事 業者が受けとる(下記(注))。
 - ② 償還払い ⇒ 利用者が一旦全額支払う、後から保険給付(90%)を 受け取る。

(福祉用具、住宅改修等にこの方式が用いられる。)

(注) 利用者への個人別補助金制度

- ・公費(国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%)
 = 税金部分 + 保険料で全体の財源を確保。
- ・給付内容「①在宅に関するもの(12項目)②施設に関するもの(3項目) ③市町村独自」等

→※ 5)に関連

5

3)利用者負担制度 🐃 3制度とも「公」が関与し決定

- (2) 障害者自立 基本は10%定率負担(所得に応じた上限あり・基本は応益負担の考え方)
- (3) 介護制度 介護サービス費用の10%利用者負担(利用したサービスの報酬単価の1割を自己負担する応益負担、高額介護サービス費としての払い戻し有)

4)利用者の認定制度 🐃 3制度とも「公」が関与し決定

- (1) 保育制度 図 回の基準と市町村の基準(保育に欠ける)
- (2) 障害者自立 〇国の基準で市町村が審査・認定(一定期間ごと見直し)
- (3) 介護制度 〇 保険者(市町村)が要介護度認定(一定期間ごと見直し)

5)利用入所のための認定基準の決定 🐃 3制度とも「公」が関与し決定

- ○国の政令に基づき市町村が条例で基準制定 (1) 保育制度
- (2) 障害者自立 🚾 〇国と市町村の障害程度区分「非該当、1~6」
- (3)介護制度 ○国・自治体の要介護度基準「要支援1・2」と「要介護1~5」の7段階

6)施設の利用方法

- (1) 保育制度
- (2) 障害者自立
- (3)介護制度



各制度とも 〇 行政(市町村)

:いずれの制度も利用者本人、保護者による自己申請

7)契約形態・利用の仕組みの制度

- (1) 保育制度 〇事業所(保育所)と行政との委託契約並びに利用者と行政の 利用契約
- (2) 障害者自立 〇 利用者と事業主体との契約
- (3)介護制度 ■ ○ 利用者と事業主体との契約

7

8)事業主体・参入状況

- (1) 保育制度 ○ 企業含む多様な経営主体による認可保育所
- (2) 障害者自立 の 第二種社会福祉事業対象については企業含む多様な経営主体 (但し実態としては企業参入は少ない、採算性等も課題)※
- (3)介護制度 ▶○ 企業含む多様な経営主体(市場化が導入されていることから民間を中心事業展開の状況)※

※ (2)障害者自立(3)介護保険ともに「都道府県・政令市・中核市が、要法人格等の国が 示した指定基準を 元に指定する。また、市町村でも基準該当として非法人等の基準を元に事業者指定できるが、基準該当は、 指定市町村内でのみでしかサービス提供できない。」

9)ナショナルミニマム、セーフテーネット(利用者・従事者の処遇・生活保障)

- (1) 保育制度 ■ □ 児童福祉施設最低基準(問題点が多い・基準の向上が課題)
- (2) 障害者自立 💆 〇 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準 障害者自立支援法に基づく指定相談支援事業の人員、設備及び運営に関する基準
- (3) 介護制度 介護保険法(平成9年法律第123号)、介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号) 介護老人保健施設の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第40号)(指定基準) 介護老人保健施設の人員及び運営に関する基準について(平成12年老企第44号(基準通知)

2. 利用者、従事者から寄せられている 障害者自立支援制度と介護保険に対する 批判と問題点

q

1)障害者自立支援法関係

- ~ 利用者、従事者から寄せられている批判と問題点 ~
- ① 本人負担10%と応益負担制度導入による障害者の負担増 :補助単価を上げると利用者負担率も上がる連動もネック
- ② 自立支援医療費の問題
- ③ 地域生活支援事業の問題
- ④ 障害者を支援するヘルパーの処遇、人員不足

2)介護保険制度関係

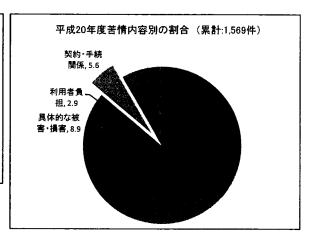
~ 利用者、従事者から寄せられている批判と問題点 ~

○ 介護保険制度について実際に寄せられた苦情をサービス種類別、内容別に分類すると次のとおりとなる。ちなみに契約・手続き関係のものは全体の5.6%に留まっている。

(下記 参考『月例調査と苦情事例から見た東京都における介護サービスの苦情相談白書 平成21年度版—平成20年度実績—』(H21.8 東京都国民健康保険団体連合会)より引用)

(参考)《苦情内容別の割合》

「サービス提供、保険給付の苦情割合42.9% (1,569件)中、従事者の態度19.6%(307件)、 管理者等の対応19.4%(304件)、説明・情 報の不足189%(296件)であり、この3種 の苦情内容で約6割を占めている。」



11

3. 二つの「制度」の検討すべき特徴と問題点

- ① 利用者からの苦情と問題点の指摘は「負担、給付、供給体制(量)、認定基準 (対象範囲)」に集中している。(利用者、関係者の苦情・不満等をもとに制度内容 の見直しが数回行われている。)
- ②「公」の制度内容への「関与のあり方、補助単価・内容、負担のあり方」に対する 疑問と問題指摘が多い。⇒ このことは、①との関係で検討が重要である。
- ③ただし、<u>各制度ともに「公」の関与と制度(規制)のもとに運営されている</u>事業体によって実施されていることはまったく同様である。
- ④ 一方、利用者と事業者との「契約」と「代理受領、現物補助、償還払い、保険支払い」の仕組みに対する苦情・問題指摘は少ない。
 ⇒ あるのは上記の①、②の問題である。
- ⑥ 上記「①、②」と「③」との関係、特に仕組みの基本である「③」と寄せられている 苦情との関係、具体的に繋がるものがあるか。また「③」の制度であるが故に「①、 ②」を悪くしている原因となっているか。について具体的に検証する必要である。
 ⇒ 資料を分析する限り③が寄せられている苦情と具体的な関係が見られない。
- ⑦ 以上について、冷静に分析、検討することが「保育制度」の「新しい仕組みづくり」 にとって重要な課題である。
- ⑧ なお、多様な経営主体の参入については「保育・介護・障害者自立」事業とも法的に制度化されている(再掲)。

13

4. 最近の動向について

- なお、障害者自立支援法、介護保険制度とも制度の法制化は、社会的、国民的支持を一つの理由に作られたといえる。
- ただし、規制改革の推進等、とくに効率化優先(= 安く)という政治的潮流(流れ・主流)の中で作られたという客観情勢があり「給付・公の補助・10%本人負担(とくに基本は応益の考え方)、認定条件、サービス供給の不足」等を決定する「基準」に当初から深刻な多くの問題を含んでいたといえる。さらに、障害児保育の一般財源化の問題も上記の問題を重層化させている。
- さらに支援法については介護保険のような十分な準備期間もなく一年程で法律を つくり上げた経緯もあり、違憲とする訴訟も行われている。
- 上記のような状況から「介護・障害者」ともさまざまな手直し、<u>改正が現在も行われ</u> 、 <u>つつある。</u>

第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会 平成21年11月17日

参考資料2

「参入の仕組み」に対する 全保協の考え方

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会

参入の仕組み①

参入の基本的仕組み	 ①本来、子どもの保育を保障するために、保育所として備えるべき最低基準を備えることが前提である。 ②したがって、最低基準に到達している認可外保育所も公的保育サービスにおける対象とすることには反意はない。しかしそのことにおいても、特例的なものとするべきであり、期限を限って認可化移行支援を行うなど、認可取得を基軸にするべきである。 ③本来、社会福祉法人認可に制約があることは、常態として子どもの命、育みを守るため必要不可欠なことである。そのうえに、自己評価、第三者評価により保育の質の維持・向上を図ることが大切。 ④また新たな参入の仕組みを導入するにあたっては、認可保育所の社会的役割とその評価を図る必要がある。社会福祉事業を担う認可保育所は地域の子育て支援の核・担い手としての役割がある。その担うべき役割をしっかりと評価しながら、利用者側にもわかる仕組みとすることが必要。
指定基準の考え方	①「「児童福祉施設最低基準をクリアしている施設」と位置づけること。 ②年限を定めること(再審査可能な仕組みとすること)。 ③参入がない地域が発生しないよう、過疎地などにおける、市町村の供給基盤整備責任にもとづいた保育の提供のあり方と財政支援もあわせて考える必要がある。

参入の仕組み②

適正なサービス確保

①需要が供給を上回る地域にあって、後期行動計画において基盤整備責任にもとづいて基盤を整備する場合は、「児童福祉施設最低基準をクリアしている施設」とし、参入の際に財務状況や運営方針、子どもの保育内容・方針、保育士等の労働条件(保育士等の勤務状況、賃金)等の事前調査を十分に行うこと。

②質の検証を常態としてはかれるよう、情報開示、自己評価・第三者評価を義務づけるべきである。

→第三者評価基準そのものは見直しが必要(全保協は平成18年7月6日付けで「保育所の 福祉サービス第三者評価を推進するために(要望)」を厚生労働省に提出している)。

③認可条件の不備や不適切な保育内容、また不適切な就労条件の強制、あるいは撤退等への罰則規定を設けること

休廃止の際のサービス 確保

①事前調査や指定の年限にあわせて、やむをえず撤退する際の条件を予め規定することが必要。

→公費を投入しているという性格上、子どもの保育が継続できるよう同業者への移譲や公 的責任による保育の継続を図るなど、保育の継続性の担保を図る仕組みと、突然の撤退へ の罰則規制が必要である。

②また現在の仕組みでは、不適切な保育所経営をしている者が、業界にあることができる 仕組みとなっているが(認証を取り消された保育所が別のところで認可保育所を経営している実例も)、保育の質の確保の点から何らかの参入規制が必要ではないか。

参入の仕組み③

施設整備費(減価償却費) の運営費上乗せ 会計基準の適用 運営費の使途制限の見直

<基本の定め>

- ①憲法89条および児童福祉法第56条の遵守が必要。
- ●現行では、憲法第89条「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、 便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し これを支出し、又はその利用に供してはならない」と規定されていることにより、公に属さ ない事業に対しては補助金は支弁されない。
- ●また、児童福祉法第56条により、社会福祉法人、日本赤十字社または民法第34条の 規定により設立された法人に、都道府県、市町村は補助を支弁することができるとされ ている。このことはその法人等の性格により国の補助の可否が規定されていることであり、 公的でない企業等に施設整備費が支弁されない根拠となっており、妥当である。
- ●施設整備費負担金等の交付に当っては、交付要綱に掲げる条件が付されており、厚生労働大臣の承認を得ずに譲渡、交換、貸付、担保に供してはいけないことになっており、財産処分もできない。

<社会福祉法人の特性:(内閣府 総合規制改革会議資料より)>

- 1. 社会福祉法人の公益性
- 社会福祉法人は営利を目的とせず、その利益(各年度の剰余金)は地域の福祉増進 に充てられる。
- その財産は出資持ち分が認められておらず、解散時において最終的に国庫に帰属する
- 社会福祉法人は、対価性のある事業のみならず、非収益的な福祉活動も行っており、 地域の多様な福祉ニーズにきめ細かく対応している。
- 2. 社会福祉法人の継続性・安定性
 - 社会福祉法人は、社会的な支援が必要な者に対して福祉サービスを提供することを その使命とし、事業への自由な参入・撤退が認められている企業とは異なり、単年度 の経営状況等安易な理由により事業から撤退することが許されていない。
- これにより社会福祉法人が行う社会福祉事業は、きわめて高い継続性が確保されている。
- 3. 福祉マンパワー養成への貢献
 - 社会福祉法人は、各種実習生やボランティアを受け入れている。

参入の仕組み④

施設整備費(減価償却費) の運営費上乗せ 会計基準の適用 運営費の使途制限

- ②事業者の特性・規制などに基づく本質的な条件を明確にする必要がある。
 - ●事業者の規制等にもとづく監査・指導を具体化すること
 - ●事業者の解散時の財産の取扱い等を具体化すること
 - ※社会福祉法人は自己負担が1/4あるにも関わらず、解散する際には、同一事業者に 寄付する以外は、全額、国に返還することが義務付けられている。

企業等に施設整備費を支弁することを認めることはできない。よって、減価償却費を 運営費に上乗せすることは認められない。

- ③運営費の適切な使途に向けた使途制限、使途の公開、繰越金等の使途計画等を具体化すること。
- ※運営費の7割以上は人件費である。使途制限を緩めたり、配当を認めることにより、 今以上に保育士等の労働条件が下がったり、子どもに対する保育費用が削減される ようなことがあってはならない。
- ※運営費の使途制限、使途の公開において、とくに子どもへの保育内容、保育士等の 労働条件(研修体系、福利厚生含む)関わるチェックを監査等で行い、指導をする仕 組みを担保することが必要。
- ③会計基準の適用については運営費の使途制限を考え、社会福祉法人会計基準の適用を原則とする。
- ④いかなる運営主体も認可保育所を運営するには、社会福祉法人とすることを条件にするべき。社会福祉法人格によって、施設整備費の支給対象になる。子どもを主体とする保育に対する理念をそこに明確にするべきである。保育は市場原理によるものにしてはならない。

第5回社会保障審議会 少子化対策特別部会 保育第二専門委員会

参考資料3

平成21年11月17日

委員からお求めのあった資料

幼稚園の預かり保育をセンター方式で実施している例①(徳島県美馬市)

【徳島県美馬市預かり保育に関する資料(文部科学省・平成21年度幼児教育の改善・充実調査研究)】

1. 位置

美馬市(みまし)は徳島県の北西地域に属し、北部の中央に位置する市である。東の徳島市・鳴門市東部、西の三好市西部、さらに北の香川県高松市中心部から約40kmの距離にある。2005年3月1日、美馬郡内の3町1村が合併(新設合併)、市制施行して誕生した。

2. 公立幼稚園の様子

全24園のうち9園が休園状態にある。特に山村部は少子化の影響を強く受けている。市内には私立幼稚園はなく、保育所・園、児童館などがある。

3. 対象

保護者の就労のため、幼稚園修了後の保育に欠ける幼児。

4. 預かり保育の形態

江原南幼稚園・脇町幼稚園・重清東幼稚園・穴吹幼稚園の4園が周辺各園(地区ごとに異なるが3、4園)の預かり保育希望者を迎えるセンター方式をとっている。

	江原南幼稚園	脇町幼稚園	重清東幼稚園	穴吹幼稚園
移動手段	市のマイクロバス(脇町幼稚園と共用)	市のマイクロバス (江原南幼稚園と共 用)	タクシー(市費)	小学校のスールバス の運用

^{*}預かり保育担当職員(臨時職員)がバスに乗り、園児をセンター園に連れて行く。

- 5. 募集方法 市の広報紙を通じて、園児募集と同時期に募集
- 6. 保育料 市内一律で10,000円(夏期休業中は16,000円)

7. 日課 担当は基本的には預かり担当職員。活動や園児の状況に合わせて、適宜職員が参加していく。

時間	
	教育課程における保育の終了
13:00	センター園へ移動
13:30	預かり保育開始
13:45 14:45	休憩・午睡(絵本や物語を聞きながら) 布団の片付け
15:00 15:20	おやつ いろいろな活動(江原南幼稚園は地域のボランティアの参加)
16:00 17:30	保護者の迎え。 終了

幼稚園の預かり保育を夏期休業中は自園児以外も受入れている例②(千葉県浦安市)

今年も預かり保育は夏休みも実施します



市立幼稚園の園児が利用できます!申し込みは在籍園まで!

預かり保育は3園で実施していますが、市内の公立幼稚園にお子さんを通園させている 保護者の皆様のために始めた事業です。

夏休みも今の仕事を続けたい、急な用事でお子さんの保育に困ってしまうといったことは、よくあるものです。そんな時には、預かり保育の「一時利用」や「1日利用」をご利用ください。

対 象 年中・年長

実施期間 7月21日(火)~8月31日(月)の月曜日から金曜日

土・日・祝日の実施はありません。

利用料 1人1日につき400円、その他おやつ代・教材費100円

(2時降園はおやつなし。教材費のみ30円)

当日にキャンセルした場合は、おやつ代・教材費100円をいただきます。

申込方法/実施時間 (利用定員を超える場合や、お子さんの心身の状態等によっては、 利用をお断りすることがあります。)

★一時利用 仕事や通院などで、夏休み期間中週2日以上決まった曜日に利用する場合です。実施園への転園は必要ありません。空き状況を確認のうえ在籍幼稚園に申込みます。申込条件(就労証明等)がありますのでご注意ください。

6月24日(水)~6月29日(月)まで在籍園で申込受付 希望者多数の場合は抽選(7月1日(水)3時30分~ 各実施園で)

実施時間 午前8時から午後6時30分の間で希望する時間

利用時間は就労証明書等に基づいて決定しますが、朝は9時までに登園してください。※宅配のお弁当申込は、9時10分までです。

★1日利用 夏休み期間は、4日間まで利用できます。

お子様の保育ができないような場合は、実施園の空き状況を確認のうえ**在 籍幼稚園に申込み**ます。1回の申込で4日間申込できます。

7月2日(木)~6日(月)9時~10時 に在籍園で申込受付

実施時間 午前9時から午後6時30分の間で希望する時間。

(午前9時前にご利用希望の方はご相談ください。) 利用時間は自由ですが、朝は9時までに登園してください。 ※宅配のお弁当申込は9時10分までです。 **降園時間** 午後2時(おやつなし)、3時、4時、5時、6時、6時30分に降園時間 を設けます。遅れないようお迎えにお越しください。

- ※ 緊急に預かり保育の利用が必要になった場合は、実施園にご相談ください。
- ※ 1日利用受付後の空き状況は、7月14日(火)に掲示します。 15日(水)以後、利用希望前日までの午前8時から9時30分の間に、預かり保育実施園 にて電話受付をします。時間外の受付はできません。

車・自転車での通園はできません。



路上駐車・公民館への駐車は厳禁です

夜間保育所における保育時間の違いを踏まえた対応の事例

例1)

- 〇 夜間保育園A
 - ・ 保育時間 24時間 (開所時間は午前11時から午後10時、前後は延長保育)
 - ・ 登園時間 1歳以上児については、クラスごとの活動が始まる午前10時までの登園(保護者と話し合い) ※子どもにとっての生活リズムの必要性、集団生活の必要性から。
 - 年齢別のクラス編成。夕食後の午後7時以降、お泊りするクラスとお迎えを待つクラス(部屋も別)に分かれ、異年齢集団(1~5歳児)で過ごす。

例2)

- 〇 夜間保育園B
 - ・ 保育時間 9:00~22:00 (開所時間は午前11時から午後10時、前後は延長保育)
 - ・ 登園時間 9:00~11:00(保護者の状況に応じて前後)
 - ・ 昼間保育園と併設しているため、9:00~18:00までは昼間保育園と合同で保育を実施。 18:00以降は、昼間保育園の隣接施設である夜間保育園に移動。
 - ・ 昼間保育園は年齢別クラス編成。夜間保育園は、異年齢児で過ごす(降園時間別のグループなど、お迎え時間に配慮)

例3)

- 夜間保育園C
 - ・ 保育時間 7:00~26:00 (開所時間は午前11時から午後10時、前後は延長保育)
 - ・ 登園時間 11:00(保護者の状況に応じて前後する。)
 - ・ 登園時間別クラス編成(O歳児クラス、1,2歳児クラス、3~5歳児クラスをそれぞれ登園時間別に編成)。食事時間、活動時間も各クラス別に構成。
 - ・ 夜22時以降降園する子ども(就寝してお迎えを待つ)と、夜22時前に降園する子どもに分かれて、過ごす。

休日保育をセンター型で実施している事例

例1)市内1か所で実施(市外の児童も受け入れ)している例

- 〇 実施保育所 公設民営
- 年間延べ利用児童数 244人(平成20年度)
- 〇 対象児童
 - ・ 市内に居住し、認可保育所等に在籍している、利用日現在で8か月以上の児童
 - ・ 上記以外で、市内に居住し、利用日現在で満1歳以上の児童
 - ・ 区外に居住し、区内の認可保育所を利用している生後8か月以上の児童
- 定員 1日20名程度(先着順)
- 保育時間 7:15~18:15のうち保育に欠ける時間
- 利用料 3,000円/日(ただし、ひとり親世帯は減額)
- 〇 利用方法
 - ・ 年度ごとに事前に登録申請を済ませ、利用する日の5日前(土日祝日を除いて数える)の17時までに、休日保育実施保育所に直接電話・Eメールをして予約をする。初めて利用する場合は、予約後、利用日までに休日保育実施保育所で面接を受ける必要がある。

例2) 市内複数か所で実施(市内の児童のみ受け入れ) している例

- 実施保育所 民設民営5園、公設民営1園(※ 地域ごとに園が指定されているわけではない。)
- 年間延べ利用児童数 690人(平成20年度、6園合計)
- 〇 対象児童
 - ・ 市内在住で、認可保育所等に在籍していて、離乳食が完了している児童
- 定員 1日10名程度
- 保育時間 8:00~18:00のうち保育に欠ける時間
- 利用料 【3歳未満】2,300円/日、【3歳以上】1,200円/日(一部の低所得層は無料)
- 〇 利用方法
 - 利用を希望する場合は、通園中の保育所に申し出て必要書類を入手する。その書類に必要事項を記入の上、 休日保育実施保育所に児童を連れて利用申請書等を提出する。その後、具体的な日にちについては、休日保 育実施保育所と調整を行った上で利用する。

病児・病後児保育をセンター型で実施している事例

(病後児保育を市内1か所の保育所において実施している例)

○実施施設の概要

- ・ 実施施設 宗教法人立保育所(ただし、本園とは別の場所に病後児保育室として開設)
- · 開所時間 7:30~17:30
- ・ 休園日 土・日・祝日・年末年始など
- ・ 利用期間 連続して利用する場合7日間まで
- · 人員 看護士 2名、保育士 1名 (常勤)
- ・ 利用定員 予約順に4名まで
- ・ 年間延べ利用児童数 251人(平成20年度)
- ・ 利用料金 1人1日2,000円(生活保護世帯等には減免制度あり)
- ・ 給 食 希望する場合は別途200円

○利用するための条件

- 次の①から④のすべてに該当する場合
- ① 就学前児童で、市内在住または市内保育所を利用していること
- ② 家庭で保育できない理由があること
- ③ 事前に登録を済ませていること
- ④ 病気回復期であるが、集団保育が困難であること(病気回復期であるかどうかは医師の診断が必要)

○利用手順

- ・ 利用にあたっては、年度ごとに事前の申込が必要
- ・ 申込については、申込書に記入の上、病後児保育室の利用が可能な状態か医師の診断書(有料)を添え、利 用希望日の前日までに申込
- 利用当日には、利用日ごとに利用申請書と診療情報提供書を施設に提出する。